

I 平成18年度事業計画

1. 計画の概要

平成17年度は、これから農政の基本施策である「経営所得安定対策等大綱」の公表、18年度予算からの市町村営分に係る事務費国庫負担金の税源移譲、特別会計の見直し、12月の総務省行政評価・監視結果の公表など、NOSAI団体にとって慌しい年度となり、今年度にその課題は残されている。

一方、「信頼のきずな」ステップアップ運動、任意共済「ふれあい」運動及び農業共済新聞普及拡大運動は、今年度が運動最終年度となり、それぞれ3年間の運動の総仕上げと次期運動の策定が課題となっている。

本会では、これら諸課題への対応を基本として、①NOSAI制度の機能が損なわれることがないよう品目横断的経営安定対策とNOSAI制度との関係整理、②NOSAI制度の補償の充実、③「信頼のきずな」ステップアップ運動の総仕上げと次期運動の策定、④任意共済「ふれあい」運動の総仕上げと連合会等事業責任安定化対策の早期実現、⑤NOSAI基礎組織構成員の完全購読を重点目標とする農業共済新聞普及拡大運動の総仕上げ、⑥今後想定される制度改正に伴うシステム修正の準備などに取り組む。

また、厳しい財政事情の下での予算編成が予想される19年度農業共済関係予算については、事務費国庫負担金をはじめ事業運営に必要な額を確保するための活動を開催するとともに、18年度において税源移譲された関係市町村に対し、NOSAI制度の運営に支障を来すことがないよう必要な取り組みを講じることとする。

2. 農政活動に関する事項

今後の農政の基本施策を定めた「経営所得安定対策等大綱」は、昨年10月末に公表され、19年産から従来の品目別対策から「扱い手」等を対象とした品目横断的な経営安定対策へと大きく転換されることとなった。その重点施策である①諸外国との生産条件格差是正対策、②収入変動の影響緩和対策の具体的な内容等は、夏までに詰められることとなっているが、NOSAI制度の機能が損なわれることなく、新たな経営安定対策と適切な機能分担が行われるよう、全国扱い手育成総合支援協議会への参画、また、関係方面からの情報収集を行い、その対応に努める。

18年度事務費国庫負担金については、既定の3億円削減に加え、いわゆる三位一体改革に伴い15県79公営地区の事務費国庫負担金55億4,900万円が税源移譲されることとなった。19年度については、厳しい財政事情の下での予算編成が予想されるが、NOSAI事業の円滑な運営に必要な予算の確保に向けて、農林水産省並びに会員との連絡を密に取りながら的確に対応する。

主要事項は次のとおり。

- (1) 19年度農業共済関係予算確保に係る要請運動を展開する。
- (2) 18年度において事務費が税源移譲された関係市町村に対し、19年度予算編成においてNOSAIの事業運営に支障を来すことがないよう、必要な取り組みを講じる。また、国の特別会計の見直しに即応して、適宜、必要な対応を講じる。
- (3) NOSAI制度と新たな経営安定対策等との合理的な関係整理が行われるよう、関係方面への働きかけを行う。
- (4) NOSAI事業推進大会を開催する。

3. 研究調査等に関する事項

生産条件格差是正対策等の品目横断的経営安定対策は、今秋作付される19年産麦から順次実施されるが、同対策は、NOSAIとあわせて加入することにより、はじめて経営安定が図られることについて農家への理解や周知を図るため、適宜、連合会等へ関連情報の提供等に努める。

また、これに関連し、NOSAI制度の機能が損なわれることのないよう収入変動影響緩和対策とNOSAI制度との関係整理、NOSAI制度の補償の充実等に取り組む。果樹など品目別の経営安定対策についても、関係機関からの支援策を含めた加入推進方策等について、具体検討を行う。

NOSAI制度の普及推進については、NOSAI団体が行う活動を支援するため、各連合会等で実施している制度の普及推進に関する情報の収集、分析及び提供等を引き続き行う。

主要事項は次のとおり。

- (1) 品目横断的経営安定対策の導入に関連したNOSAI制度の補償の充実等の実現
17年10月に決定された「経営所得安定対策等大綱」を受け、本年度は夏頃までに生産条件格差是正対策や収入変動影響緩和対策等の単価及び具体的な事務手続き等が決定される。
特に、諸外国との生産条件格差是正対策のうち、「過去の生産実績に基づく支払い(面積直接支払い)」については、その導入に伴い、麦や大豆等の補償水準が低下することから、これまで、16年9月に農業共済制度研究委員会が取りまとめた「品目横断的な政策に関する

るN O S A I 組織内での検討の進め方」に基づき、補償割合の引き上げ等N O S A I 制度の補償の充実等に関する具体検討、提案等の実現に、同委員会及びN O S A I 事業運営検討会(制度関係)を中心に取り組む。

また、収入変動影響緩和対策との関係整理については、17年12月に農林水産省経営局長に「収入変動影響緩和対策と農業災害補償制度との関係調整等に係る要望について」を要請しているが、その実現を目指す。

品目別の経営安定対策に関しては、特に果樹について、17年3月の「果樹農業振興基本方針」において、19年度以降の担い手への経営支援として「果樹共済への一層の加入を促進する」としていることから、関係機関からの支援策を含め、果樹共済の加入推進方策等について検討する。

なお、収入保険については、16年9月の制度研究委員会で取りまとめた「品目横断的な政策に関するN O S A I 組織内での検討の進め方」に基づいて、引き続き研究を深める。

(2) N O S A I 制度の改善に向けた検討

品目横断的経営安定対策の対象品目等に係るN O S A I 制度の改善については、17年9月の都道府県連合会長会議で了承された「N O S A I 制度の改善要望事項の整理」で一定の整理が行われ、更にその後、各事業の地区連絡者会議において実務者による検討を行ってきていることから、これら検討結果を踏まえ、データ収集を含め各事項の実現に取り組む。

(3) N O S A I 制度の普及・定着に向けた情報提供等

新たな経営安定対策の導入等農政が大きく変革する中、N O S A I の補償機能を十分發揮するため、引受率の低い共済目的等の引受け向上及びより高い補償水準の農家選択を促進するため、各県における取り組み状況の調査並びに調査結果の提供を行うとともに、実務者による地区連絡者会議等で、その対策について協議する。

(4) 「水稻被害率算定リモートセンシング事業」の実施

水稻共済の損害評価に、衛星画像等を使ったリモートセンシング技術を活用することについては、17年度に学識者との協力体制を整え、独立行政法人 宇宙航空研究開発機構(=J A X A、旧宇宙開発事業団)の「宇宙オープンラボ・宇宙パートナー制度」に採択され、共同研究を開始した。

18年度は、17年度の研究成果を踏まえ、調査地を事前に選定し、衛星及び産業用無人ヘリコプタにより画像を取得し、同画像及び実測調査から得られたデータ等により、被害率算定モデルの構築に取り組む。

また、将来の全国的な展開を想定し、各地域における地図情報データの活用状況について情報収集等を行う。なお、果樹共済の特定樹種を対象に実施してきた画像解析による損害評価方法については、学識者を中心とした検討・分析を引き続き行う。

(5) リスクマネジメント支援活動への協力

N O S A I 団体が行う農業経営のリスクマネジメント支援活動に協力するため、各種関連情報の収集・分析を行う。その際、従来から実施してきたN O S A I の損害防止活動については、環境に配慮した損害防止のあり方や食の安全性に起因する状況の変化及び保険収支との関係に重点を置いた分析を、引き続き行う。また、品目横断的政策の実施内容を見据え、畑作物に係る損害防止事例についても、調査検討を行う。

なお、近年、防除面積が増加している産業用無人ヘリコプタによる組織的防除の実態について、農林水産航空協会等の協力も得ながら情報の収集・分析を行う。

(6) 海外の農業保険・セーフティネット政策に関する情報収集

アメリカ、カナダ、E U等の諸外国における農業保険を含めたセーフティネット政策の各種情報について引き続き収集・分析し、会員はじめ関係方面への情報提供を行う。

(7) 農業共済・保険に関する国際協力

アジア等諸外国における農業保険の発展に資するため、海外からの「日本の農業災害補償制度に関する調査」の受入れ、講師派遣等を行う。

4. 事務機械化及び情報提供サービスに関する事項

農業共済ネットワーク化情報システムの開発・修正及び運用については、「平成18年度の農業共済ネットワーク化情報システムのあり方に関する基本方針」に基づき、国の補助事業である「農業共済電子情報総合活用システム開発事業」への協力及び今後想定される制度改正に伴うシステム修正への準備等について取り組む。

主要事項は次のとおり。

- (1) 電子申請・総合受付システムの共同開発作業については、国及び特定の連合会等と連携して取り組むとともに、N O S A I 制度の改正及び要綱・要領等の改正が行われる場合には、必要最小限の修正作業等を行う。
- (2) 農業共済ネットワーク化情報システムの円滑な運用を図るため、N O S A I 事業運営検討会（事務機械化関係）及びN O S A I 事務機械化全国交流会議を開催し、情報交換等に努める。
- (3) N I C システム(農家検索システムを含む。)、農作物共済システム(水稻品質方式、麦災害収入共済方式を含む。)、家畜共済システム(医療品等在庫管理等を含む。)、果樹共済システム、畑作物共済システム(大豆等、蚕繭、茶、さとうきび、露地野菜)、園芸施設共済システム、建物共済システム(住まいのシステム)、農機具共済システム、経理システム及び給与計算システムの会員への運用支援については、アウトソーシングを中心

を行うとともに、Q&A集を隨時、提供する。

- (4) 総務及び経理部門における事務処理の機械化をさらに促進するため、ブロック会議等の場を利用して、経理システムの補助機能の周知・徹底、先進事例の紹介及び全国的な普及定着状況の報告等を行う。
- (5) 事務機械化の推進に必要な各種のシステム関連情報及び個人情報保護に関する情報について、NOSAIインターネット等を活用して、隨時提供する。

5. 家畜診療技術等の向上に関する事項

18年5月より、農薬及び動物用医薬品等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度(ポジティブリスト制度)が施行され、食の安全・安心に重点を置いた諸施策が推進される中、NOSAI団体も同施策への協力をう。また、畜産農家の経営安定のため、乳牛の子牛共済など改正家畜共済制度の一層の普及定着に努めるとともに、家畜共済事故低減情報システム開発・推進事業に積極的に協力する。

また、家畜疾病の診断・治療・家畜飼養管理などの諸技術に関する講習・研究発表会等を実施し、家畜共済関係獣医師の相互研鑽と諸技術の向上、迅速な普及に努める。

主要事項は次のとおり。

- (1) 家畜衛生対策事業の分析結果を活用し、連合会及び組合等が国の補助を受けて実施する家畜共済事故低減情報システム開発・推進事業に協力する。
- (2) 家畜共済関係獣医師の相互研鑽等を図るため、家畜診療等技術地区別発表会・全国研究集会を開催する。
- (3) 国等が実施する「家畜個体識別情報活用促進事業」に引き続き参画するとともに、家畜改良センターと連携・協力して、連合会及び組合等の個体識別データの活用体制を整備する。
- (4) 獣医師採用状況調査の実施等を通して、今後の産業動物臨床獣医師確保対策を検討するとともに、獣医学系学生の臨床実習受け入れを推進する。また、連合会等が主催する獣医学系大学教官との産業動物臨床獣医師に関する懇談会に協力する。
- (5) BSE等家畜衛生情報や獣医事に関する情報を収集・提供する。

6. 普及推進に関する事項

本年度は、「信頼のきずな」ステップアップ運動の最終年次を迎えるが、2年次までの運動の検証をもとに、19年産から導入される品目横断的経営安定対策に関する対応、さらには頻発する災害等を踏まえ、NOSAI制度の機能がより発揮できる効果的推進に努める。特に、重点

課題である各事業の引受け拡大に組織をあげて取り組むとともに、担い手への接点強化をはじめ、他の重点課題についても総仕上げに向け、優良事例の情報交換等を通して一層の進展に努める。

また、19年度からスタートする次期全国運動の策定については、組織協議等を踏まえ、運動要綱を作成する。

主要事項は次のとおり。

(1) 「信頼のきずな」ステップアップ運動の推進及び次期全国運動の策定

運動最終年度に当たり、目標の達成及び次期運動策定に資するため、次の事項に取り組む。

- ① 地区別会議及び全国推進会議を開催するとともに、運動に関する情報の収集や提供、研修会等を通じて目標達成に努める。
- ② 品目横断的経営安定対策の実施、頻発する災害を踏まえ、広報活動と一体となった普及活動等を強化するとともに、各組織における運動の推進状況についてその検証を徹底する。
- ③ 新たな表彰体系のもと、17年度「信頼のきずな」ステップアップ運動表彰及びNOSAI組合等優秀基礎組織表彰を引き続き行う。
- ④ 農業・農政・NOSAIをめぐる情勢等を踏まえ、NOSAI事業運営検討会(組織関係)、地区別会議等の協議を経て、次期全国運動の策定に取り組む。

(2) 事業運営対策に係る検討・支援

会員が取り組む事業運営及び財務対策に係る諸課題について、必要に応じて調査・分析を行うとともに、NOSAI事業運営検討会(組織関係・財務関係)での協議を通して、次に掲げる課題解決への支援を行う。

- ① 連合会等の事業計画策定に資するため、各連合会の事業計画重点事項を調査・分析し、その結果を提供するとともに、地区会議等を通じて情報交流を行う。
- ② 組合等に関する諸調査をNOSAIインターネット等活用して実施し、提供する。
- ③ 情報公開、個人情報保護及び税務対策等に関し、会員からの相談等に対して農林水産省の指導を受けつつ、的確な対応を行う。

7. 職員の研修等に関する事項

NOSAI団体の運営に関しては、広域化と職員の減少によって組合員との接触機会が減少していることから、事業運営の一層の効率化と組合員の意向を十分反映した運営体制の確立が求められている。このような中で、制度の普及推進を積極的に実施していくには、これまで以

上に職員の資質向上を図ることが重要であり、また、18年度から農林水産省委託の講習が見直されたことを踏まえ、「18年度以降の研修参加見込、研修ニーズ等に関する調査結果」等を参考に、連合会及び組合等のニーズに即した研修の実施に努める。

主要事項は次のとおり。

(1) 農林水産省委託講習会については、本年度から研修体系を次の4つの柱に再編して実施する。

① 農業共済専門講習会（8種類）

農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、経理、事務機械化及び普及推進(幹部職員養成講習会を組替えて実施)についての各専門講習会を実施する。

② 農業共済技術講習会（3種類）

果樹、園芸施設及び防除の各技術講習会を実施する。

③ 家畜診療技術講習会（2種類）

全国家畜診療技術講習会(従来の中堅獣医師専門講習会)及び地区別家畜診療技術講習会(従来の地区別獣医師講習会)を、引き続き実施する。

④ 組合等経営指導講習会(従来の組合等経営指導者養成研修会)

講習日程を10日間に短縮して、引き続き実施する。

(2) 本会が独自に主催する講習については、従来から実施している組合等参事研修会、経営幹部セミナー、建物共済専門講習会、農機具共済専門講習会、建物共済損害評価技術研修会、システム管理者養成研修会及び家畜診療等技術全国研究集会に、新たに「リーダー養成実践セミナー」を追加して実施する。

(3) 連合会等が実施する研修等人材育成の充実を図るため、各種研修情報の提供及び研修講師等の紹介等を通して、研修の実効性を高める条件整備のための支援を行う。また、本会が主催する研修会への参加に当たっては、引き続き「キャリア形成促進助成金」(労働者を対象に研修等の受講費の一部を助成する厚労省の事業)の活用を奨励する。

8. 建物共済等任意共済に関する事項

任意共済「ふれあい」運動の最終年にあたり、運動の総仕上げを行うとともに、19年度からの次期運動を検討・構築する。また、建物共済に係る連合会等事業責任安定化対策の具体化にあわせ、地震等を含む自然災害給付の仕組改善に取り組む。

主要事項は次のとおり。

(1) 任意共済「ふれあい」運動の総括及び次期運動要領設定等を行う。

(2) 連合会等事業責任安定化対策の早期実施に向け、具体化を図る。

- (3) 連合会等の事業推進に資するため、実践事例集を作成する。
- (4) 農機具共済約款解釈例を作成する。
- (5) 農機具共済を新たに実施する会員に対し、協力・支援する。

9. 会員への連絡に関する事項

本会の事業遂行に当たり、会員への連絡及び情報提供を迅速、かつ充実させるとともに、会員相互間の連絡、会員の行う諸行事等に協力する。

主要事項は次のとおり。

- (1) 全国会長会議を定期及び適時に開催し、会員に必要な情報提供並びに情勢報告を行う。
また、必要事項については、その対策を協議・検討し、団体意見の集約を図る。
- (2) 全国参事会議など会員職員による中央会議、地区連絡者会議、地区別協議等を開催し、意見・情報の交換を行い、必要事項については団体意見の集約に努める。
- (3) 要請に応じ、会員の行う諸行事等に協力する。
- (4) 農政、N O S A I 制度、年金、予算等の関係情報・資料等を適宜、提供する。
- (5) N O S A I イントラネット等を活用し、会員への情報提供を迅速、かつ効率的に行う。

10. 広報に関する事項

18年度は、「信頼のきずな」ステップアップ運動の一環として推進している「農業共済新聞普及拡大運動」（情報で信頼の仲間づくり）が最終年度を迎える。このため、同普及拡大運動の検証とその分析等を踏まえ、特に、重点目標であるN O S A I 基礎組織構成員の完全購読を柱に、農業共済新聞の一層の普及拡大に取り組む。併せて、読者から親しまれる紙面づくりを目指し、紙面改善に努める。

また、制度のさらなる普及・定着を図るため、「信頼のきずな」ステップアップ運動と広報活動との一体的推進を強化し、読者に制度の意義・仕組み等を分かりやすく伝えるとともに、農家・組合員との信頼関係をより強固にする広報活動を展開する。

主要事項は次のとおり。

(1) 広報基盤の強化・確立

- ① 制度の普及・定着を通じた加入拡大及び「信頼のきずな」ステップアップ運動の推進には、広報の果たす役割が不可欠であるとの認識を、全N O S A I 役職員が共有するよう、広報会議の開催や情報提供に努める。

- ② NOSAI広報の中核を担う農業共済新聞の普及拡大を図るため、最終年度を迎える「農業共済新聞普及拡大運動」の目標達成に取り組む。
- ③ 頻発する災害を踏まえ、農業共済新聞や広報紙、その他広報媒体を活用し、地域住民をはじめ広く国民一般に農業・NOSAIへの理解が深まるよう働きかけるとともに、NOSAI制度・事業・RM支援活動等各種情報を他のマスコミに提供するなど、対外広報活動を積極的に展開する。

(2) 機関紙誌の編集

1) 農業共済新聞

編集に当たっては、次の基本方針のもとで、読みやすく、親しみやすい紙面づくりに取り組む。

- ① 担い手対策や品目横断的な経営安定対策の実施など農政の動き、世界貿易機関(WTO)農業交渉の動向などを的確に報道し、分かりやすい解説や生産者の視点からの問題提起を行う。
- ② 「信頼のきずな」ステップアップ運動の高揚に向けたキャンペーンを展開するとともに、NOSAI制度の分かりやすい解説、NOSAI部長やNOSAI団体の現場での活動を紹介する。
- ③ 最新の技術情報や農產物流通の動向、生産者の創意工夫、地域農業の展望につながる事例など、引き続き営農と暮らしに役立つ情報の提供に努める。

2) 雑誌関係

編集に当たっての基本方針は、次のとおり。

① 月刊NOSAI

改正制度を含むNOSAI制度の一層の普及・定着と、NOSAI団体の役割と使命達成に向け、i)職員の実務・相互研鑽誌としての誌面充実に努める、ii)「信頼のきずな」ステップアップ運動の最終年度として、運動推進に役立つ編集に努める、iii)制度の普及・定着及び連合会・組合等の事業運営に資する事例紹介に努める、iv)特集企画による制度と事業推進等の記事掲載に努める。

② 農政と共済

改正制度の普及・定着と「信頼のきずな」ステップアップ運動の推進、NOSAI団体の実践事例等並びに農政の動向、農業・農村の新たな動きを踏まえた記事、論説等の掲載に努める。

③ 家畜診療

中央・地方編集委員の協力を得て、特にその使命でもあるNOSAI獣医師等の研究論文の掲載、特集・総説・講座等の掲載、国内外の文献紹介等の充実に努める。

(3) 機関紙誌の普及

- ① 「農業共済新聞普及拡大運動」が最終年度を迎えることから、重点課題であるNOSA I基礎組織構成員の完全購読の達成に、低普及組合等の底上げなど普及対策を強化する。
- ② 「月刊NOSA I」の全役職員完全購読に向け、購読率低位組合等の底上げを図るとともに、「農政と共に」及び「家畜診療」については、購読対象者の全員購読に努める。
- ③ 連合会等主催の広報関係諸会議・研修会に職員を派遣し、機関紙誌の意義や重要性など、連合会・組合等の普及推進への取り組みを支援する。

(4) 付帯事業

1) 組合等広報紙関係

組合等広報紙の未発行組合等の解消及び発行回数の増加（最低年4回発行）と地域に密着した広報紙づくりを支援する。このため、組合等広報委員の広報紙制作技術の向上を図る研修等に、講師を派遣するなど支援する。

2) 広報研修の充実

農業共済新聞デスク研修及び広報紙制作セミナーを開催する。

3) 広告事業の強化

新規及び地域スポンサーの開拓に努め、農家が必要とする生活・生産資材等情報を提供する。

(5) 農業共済新聞等の購読管理事務

17年度から導入を開始した新聞購読者管理システムは、ほぼ全県に普及したことから、システムの安定的稼動を維持するとともに、より効率的な購読処理業務への支援を行う。

11. 幹旋事業に関する事項

NOSA I制度の普及及び事業推進等に必要な刊行物・普及用品・実測器具等を幹旋する。

- 1) 本会発行の刊行物については、会員からの要望が強い「NOSA I組合監査の手引き」(改訂版)を発刊するほか、他の既刊のものについても、内容等の見直しが必要なものについては改訂版の発刊を検討する。
- 2) 家畜薬効別薬価基準表、家畜診療点数表、動物用医薬品用具要覧など、事業運営に必要な他社刊行物についても、引き続き幹旋する。
- 3) 業務用品・普及用品などについては、引き続き幹旋する。

12. 退職給与金施設等に関する事項

厳しい投資環境の下、退職給与金施設資産の保全に万全を期すとともに、年3.5%相当額の付加給付に努める。

主要事項は次のとおり。

- (1) 資金の運用に当たっては、退職給与金施設運用委員会の答申に基づき高率運用に努める。
- (2) 各種団体定期保険の取りまとめ事務を、継続実施する。

13. 会館等の管理に関する事項

会館及び宿舎の施設等について、保守・点検並びに整備を適切に行い、良好な環境の確保に努める。

主要事項は次のとおり。

(1) 会館

建物内部の汚損箇所並びに老朽化した設備等を修復するとともに、貸し事務室(空室)へのテナント誘致及び会議室の有効活用を進める。

(2) 宿舎

会員等の優先利用を重点に、サービスの向上を図り、利用者拡大に努める。

14. 本会の組織・事業の基本問題の検討

公益法人制度の改革については、その概要が17年12月に内閣官房より公表され、20年の施行に向け検討が進められることから、同改革に係る情報収集に努めるとともに、必要な対応を講ずることとする。